

明治初期大阪の民事裁判の一事例

——「合商違約ノ詞訟」・「民事判決原本データベース」から——

岩村 等

一 はじめに

(一) 本稿は、国際日本文化センターの民事判決原本データベースに収録されている明治初期の大阪の裁判資料を紹介するものである。国際日本文化センターの民事判決原本データベースとは、各地の裁判所に保管されていた民事判決原本のうち、明治初年から明治二三年までの判決原本を撮影して画像化し、あわせて項目別に検索できるようにした公開のデータベースである。このデータベースは既に運用されており、明治初期の裁判研究に大きな可能性を提供するものとなっている。

民事判決原本データベースが示すものは、明治初期の裁判の実態にとどまらないと考えている。むしろ、民事判決

原本は、明治初期の社会の様々な局面の実相、それも重要な局面の実相を示しているのではないかと筆者は考えているが、これは多くの研究者が既に共有されていることであろう。ペリー来航から西南戦争くらいまでの日本歴史は、政治・経済・文化・社会のあらゆる局面において激動の時代であった。このような激動の時代に、時代を生きる人々の多種多様な社会生活が存在したのである。

以上のような理由によって、本稿では、明治初期の大阪裁判所の一つの裁判事例を紹介しようと考えている。紹介の内容としては、①裁判事例の概要と解説、②裁判資料の原本、③現代語訳の三本の柱だてにしたいと考えている。なお、本稿で掲載する資料の一部は、國井和郎氏によって『図説 判決原本の遺産』一〇頁で紹介されていることを付記しておく。

(二) 林屋礼二氏が『明治期民事裁判の近代化』において、明治初期の民事訴訟手続の変化の様相について簡潔に述べておられるので以下に引用しておきたい。

「明治初期の民事訴訟手続は、基本的には徳川期からの訴訟手続を受け継ぐものであった。しかし、徳川期の訴訟手続は封建社会のそれであったから、明治政府は、諸外国との間での不平等条約を平等条約に改めるために日本を法治国家とする必要上、訴訟手続の近代化をはからねばならなかった。そこで、フランスからジュールジュ・ブスケ(Georges Bousquet)や、ギユスターヴ・ボアンナード(Gustave Boissonade)などを招いて、とくにフランスの訴訟制度からの影響のもとに、対等主義・口頭主義・直接主義・公開主義による訴訟手続の近代化を試みた。

すなわち、従来の白州における身分的着座方式を改めて当事者を平等とし、裁判の傍聴を認め、また、対審(口頭弁論)による審理方式を採り入れるとともに、審理をした裁判官自身が判決を行なうものとする方向への努力が

なされた。さらに、明法寮や司法省法学校を設けて裁判官を養成し、フランスの民事訴訟から当事者主義・自由心証主義・判決理由の明示原則などの近代的民事訴訟原理の導入にも努めた。しかし、当時は統一した民事訴訟法典はなく、裁判官のなかにも、明法寮や司法省法学校の出身者とならんで、旧時代からの訴訟手続になじんだ裁判官が多数存在したから、訴訟手続も一様にはいかなかった。

このような状況ではあったが、徳川期からの訴訟手続が、フランスの裁判制度や民事訴訟からの影響を受けつつ、近代的な訴訟様式をしないで撰取していったというのが、明治前期の民事訴訟手続の様相であったといえる。なお、明治八年に、三審制を採る裁判所制度が創設されたことから、明治維新によって日本の社会に生じたいろいろな民事の紛争事件が一律に裁判所へ持ち込まれた。その結果、民事訴訟の新受件数が三二万件にも上昇したが、その後は、日本の経済社会の変動に応じて、新受件数の増減をみるようになっていく。(林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』東北大学出版会、二〇〇六年、四二頁)

(二) この時期の民事手続をめぐる大状況としては、紹介する事例の初審から控訴審の判決の間に、司法制度上のさらに大きな変化があった。すなわち、明治八年五月二四日に大審院諸裁判所職制章程が制定公布され、司法と行政の分離および裁判所制度の整備が一層進行したのである。また民事訴訟手続にも大きな変化があった。同年二月三日には、訴状に第三者の連印を要する制度は原則として廃止された(太政官第一三三号布告)。同年二月二日の太政官第三〇号布告は「民事訴訟審判ノ儀、人民一般傍聴差許候条、此旨布告候事、但男女ノ間ニ起リシ風儀ニ関スル訴訟ハ此限ニアラス」と定めて、民事訴訟の一般公開が許可されたのである。その手続については、同年四月四日各裁判所傍聴規則(司法省甲二号)は、傍聴を望む者は裁判所庶務課へ名刺(住所 氏名)を出して、その許可を得てのち、

訟廷に出るべきものとした。外国人の傍聴は同年四月九日（司法省番外）に許された。二月二七日の司法省甲第一号布達は、年月日のいずれかを欠くのは年月日の先後を確定する証拠とならないだけで、訴は取上げることにした。

四月一七日には、身代限配当の順序について、無担保の債権者の間では平等主義を採ることになった（司法省指令【司法省日誌】一六卷一五四頁）。

四月二〇日には、連帯債務で、連印者が各自の分借分を不記載あるいは分借を証明できない分は、失踪あるいは相続人なき死亡の連印者を除く連印者に、借入金銀その他の総額を申付けることとした（太政官第六三号布告）。

五月一八日には、諸品売買取引心得方定書が廃止され書式が自由化された（太政官第八七号布告）。もともと、訴訟手続における書面主義は維持された。

五月二四日には、控訴上告手続（太政官第九三号布告）が制定され、控訴上告の条件・諸手続を規定した（民事上告金〈預け金〉など）。

また、九月八日には勸解制度が新設された（東京裁判支庁管轄区分並取扱仮規則、司法省布達番外）。

（四）民事判決原本データベースの書誌項目一覧は以下の通りであり、これらの項目が検索項目となっている。

【保管裁判所】 原本が保管されていた裁判所名

【簿冊表紙】 簿冊の表紙に記載されている表題

【簿冊番号】 保管大学が管理するために個々の原本に対して付与した八桁の番号

【表題】 文書の冒頭に記述されている文言（文書表題）で、その文書の種類を表す

【事件番号】 裁判所が受理した事件に対して付した番号で、元号を西暦に標準化し、番号部分を5桁の算用数字

に置き換えている

【事件名】 訴えの趣旨及び命令の内容

【原告】 訴訟を起こした側の当事者

【原告代理人】 原告の代わりに本人のために法的行為を行う者

【被告】 訴えられた側の当事者

【被告代理人】 被告の代わりに本人のために法的行為を行う者

【訴訟関係人】 当事者及びその代理人以外の者で、その訴訟に関わっている者

【裁判官】 当該事案の判断に関わったすべての裁判所関係者

【裁判年月日】 裁判が言い渡された日（起案日、競売日なども含む）

元号を西暦に変え、月日は4桁の数字で表す（例：1881204）

【判決裁判所】 判決を言い渡した裁判所

【備考】 審級の異なる情報、絵図袋の情報、執行文付与等、上記の項目のどれにも入らない情報

【人名】 【原告】 から 【裁判官】 までの全人名を検索

（五）明治初期の民事裁判に関する法制的な事項と民事判決原本データについての主要な参考文献は以下の通りである。

林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』（東北大学出版会、二〇〇六年）

瀧川劔一『日本裁判制度史論考』（信山社出版、一九九一年）

- 同 『明治初期民事訴訟の研究』（信山社出版、二〇〇一年）
- 石井良助（開国百年記念文化事業会編）『明治文化史2（法制編）』（洋々社、一九五四年）
- 林屋礼二ほか編『図説 判決原本の遺産』（信山社出版、一九九八年）
- 林家礼二ほか編『明治前期の法と裁判』（信山社出版、二〇〇三年）
- 林家礼二ほか『統計から見た明治期の民事裁判』（信山社出版、二〇〇五年）

二 資料の概要

（一）裁判事例の書誌情報

今回紹介する事例は、合計して五个の資料でひとまとまりの一件となっている事例である。以下に各資料の書誌情報を掲載する。書誌情報は、国際日本文化センター民事判決原本データベースの検索項目によって整理した。

資料 A

保管裁判所	(2010) 大阪地方裁判所
簿冊表紙	(簿冊表紙) 明治八年 裁決書原本 民事第一審判決原本 一号 大阪地方裁判所
簿冊番号	20100001
簿冊内番号	3
表題	裁決書
事件番号	一八七四年(民) 00004号

明治初期大阪の民事裁判の一事例

資料B

保管裁判所	(2010) 大阪地方裁判所
簿冊表紙	(簿冊表紙) 明治八年 裁決書原本 民事第一審判決原本 一号 大阪地方裁判所
簿冊番号	20100001
簿冊内番号	4
表題	裁決書
事件番号	一八七四年(民) 00004号
事件名	貸金並年賦金ノ詞訟
原告	〔原告〕開商社 〔惣代〕東大組第十六区備後町商・Y1 北大組第十区老松町商・Y4
原告代理人	〔代言人〕土族・宮下幸玄 〔原告代書人〕吉田暁之助
被告	〔被告〕元北海産物商社 〔惣代〕西大組第十区立売堀商・X5 第七区勸上通商・X3 薩摩堀商・X4

事件名	合商違約ノ詞訟
原告	〔原告〕元北海産物商社 〔惣代〕西大組第十一区立売堀商・X1 〔原告〕薩摩堀商・X2 第七区勸上通商・X3 商・X4
原告代理人	〔代人〕X5 X6 〔代言人〕今橋通寄留小倉県士族・瀬川正治 今橋通寄留京都府士族・芝耕造 〔原告代書人〕田村長久
被告	〔被告〕開商社 〔惣代〕東大組第十六区備後町商・Y1 第十三区北浜通商・Y2 第十五区道修町商・Y3
被告代理人	〔代言人〕商・太田正助 〔被告代書人〕袖山益衛
訴訟関係人	
裁判官	南部齋男 木村憲章 武知半平
裁判年月日	一八七四1215
判決裁判所	大阪裁判所
備考	
関連文書(簿冊内番号)	

被告代理人	「被告代書人」北田正董
訴訟関係人	
裁判官	南部鸞男 木村憲章 武知半平
裁判年月日	一八七四・一・二一五
判決裁判所	大坂裁判所
備考	
関連文書（簿冊内番号）	

資料C	
保管裁判所	(2010) 大阪地方裁判所
簿冊表紙	(簿冊表紙) 明治八年 裁決書原本 民事第一番判決原本 一号 大阪地方裁判所
簿冊番号	20100001
簿冊内番号	5
表題	開商社ヨリ元北海産物商社へ掛ル貸金並年賦金計算書
事件番号	04431号
事件名	貸金並年賦金計算書
原告	開商社
原告代理人	
被告	元北海産物商社
被告代理人	
訴訟関係人	
裁判官	
裁判年月日	
判決裁判所	
備考	

明治初期大阪の民事裁判の一事例

簿冊表紙	(簿冊表紙) 明治八年 裁決書原本 民事第一審判決原本 一号 大阪地方裁判所
保管裁判所	(2010) 大阪地方裁判所
資料E	
関連文書 (簿冊内番号)	
備考	大阪上等裁判所
判決裁判所	一八七五1118
裁判年月日	岩村通俊 桜井直義 中沢興哉
裁判官	
訴訟関係人	[被告代理人] 士族・宮下幸玄
被告代理人	[被告] 大坂北浜町・Y2 道修町・Y3 [代兼] 備後町・Y1
被告	[原告代理人] 士族・瀬川正治
原告代理人	[原告] 元北海産物商社 [総代] 大坂立売堀・X1 [原告] 薩摩堀・X6 朝上通・X3 X4
原告	合商違約ノ控訴
事件名	
事件番号	裁決書
表題	6
簿冊内番号	20100001
簿冊番号	
簿冊表紙	(簿冊表紙) 明治八年 裁決書原本 民事第一審判決原本 一号 大阪地方裁判所
保管裁判所	(2010) 大阪地方裁判所
資料D	
関連文書 (簿冊内番号)	4

簿冊番号	20100001
簿冊内番号	7
表題	裁決書
事件番号	貸金催促ノ控訴
事件名	「原告」北海物産商社〔総代〕大坂立売堀商…X1 薩摩堀商…X6 朝上通商…X3 商…X4
原告	「原告代理人」土族…芝耕造
被告	「被告」開商社〔総代〕大坂北浜通商…Y2 道修町商…Y3 「代兼」備後町 商…Y1
訴訟関係人	「被告代理人」土族…宮下幸玄
裁判官	岩村通俊 桜井直義 中沢興哉
裁判年月日	一八七五一一一八
判決裁判所	大阪上裁判所
備考	
関連文書（簿冊内番号）	

(二) 裁判事例の概要と解説

訴えの内容

北海物産商社（原告）の申出により北海物産商社と通商会社（被告、現在の開商社）は、明治二年一〇月中（一八六九年の一〇月から十一月にかけて）、合商（業務提携）についての協議を行った。協議の結果、通商会社より北海物産商

社に資本金を提供し、また、現場視察のため通商会社頭取であるY1（被告）が北海産物商社（原告）に出張した。明治二年一月九日から一五日（一八六九年二月一日から一七日）まで、高井の捨印が北海産物商社の当座帳に捺印された。その後北海産物商社・通商会社の合商（業務提携）による事業は行き詰まり、この事業の清算をめぐって紛争が発生した。そこで、北海産物商社は、開商社（通商会社の現在名）を相手取り、合商の成立を前提として合商約定書をもとに損益計算にもとづいて被告も損益の配分に参加せよと請求して、合商違約の訴を提起した（資料A）。

一方、開商社は、資本金は北海産物商社に対する貸金であるとして、北海産物商社に対し貸金の残金返還を請求して、貸金並年賦金催促の訴を提起した（資料B）。

これら二つの訴訟の論点は、①合商（業務提携）の合意の成立の有無、②合意が成立したとして、合意の有効期間、③開商社（通商会社）による資本金の当初の提供が原告への貸金に転化したかどうか、であった。これらの論点について、個々の事実関係の評価をめぐって原被間で争いがあった。

以上の論点について、初審である大阪裁判所は、一八七四（明治七）年二月一五日に判決を下し、上記の二つの裁判について、いずれも原告に有利に判断した。しかし、合商違約の訴（資料A）では、合商の合意の成立は認められたけれども有効期間の特定はなかった。また、合商の損益計算について「被告（通商会社）の捨印がない部分について計算の証拠にはならない」とした。そこで、北海産物商社は、自らが原告であった合商違約の裁判の結果については合商の有効期間と損益配分への開商社の参加について、被告となった貸金並年賦金催促の裁判の結果については結果そのものを不服として、大阪上等裁判所に控訴した。大阪上等裁判所は一八七五（明治八）年一月一八日に判決を下し、合商の有効期間については初審の判断を変更して明治五年五月まで継続したと特定し、また、貸金催促の件については初審の判断を維持した。

以下において、各裁判の内容についてより詳しく説明する。

大坂裁判所（初審）の裁決と各論点についての判断は以下の通りである。

(I) 合商違約の訴（北海産物商社から開商社への訴え）について（資料A）

結論 北海産物商社（原告）と通商会社（被告、現在名は開商社）の間に合商（業務提携）の合意があったと判断した。したがって、合商約定書によって利益損失とも双方立会の上計算して、両社で配分しなければならぬ。ただし、通商会社の捨印がある部分についてのみ計算の証拠とした。

各論点についての判断

- ① 両社合商の合意を記した約定書を北海産物商社より通商会社（現開商社）が受け取り、通商会社より書面の通相違ない旨の証書を渡した上は合商の合意が成立したことは明白である。
- ② 金銭取渡通帳に北海産物商社と通商会社の金銭授受の明細を記載しているのは、約定書に記した所の金銭出入は通帳で取渡をするとの約を履行したということである。
- ③ 当座帳に被告の捨印があるのは約定書に記載されている通商会社中より一名宛出張して帳面の取調をするという約を履行したので、通商会社が試しに帳面に捨印をしたという主張は信用しない。
- ④ 金銭授受の約束と帳面取調の約束とを履行したことは、合商の約束を遂行したことを示している。
- ⑤ 帳簿取調は通商会社の義務であるから、明治二年一月一日に至って取り調べを止めたのは通商会社の義務の不履行である。それゆえ、以後の捨印がないことをもって合商でない証拠とすることはできない。

- ⑥ 当座帳への捨印は停止したけれども、金銭の授受は一月一七日以後も依然として通帳で取引しているので、被告が損益配分に関係するとの約束を断わったという主張は信用しない。
- ⑦ 合商約定書を通商会社が受け取った際に押印した証書を北海産物商社に渡したのであるから、受取の証書を通商会社の側で北海産物商社から受け取っておかなければならないのに、このような証書がないので、右約定書を原告に返却した旨の被告の主張は信用しない。
- ⑧ 約定書を返却しなかったのであるから、合商の契約を解除しなかったことは明白である。
- ⑨ 通商司より北海産物商社に下付したる通商会社附属云々の達書は、合商の直接の証拠とはならないけれども、北海産物商社は通商会社の附属であることは明瞭であるから、通商会社と無関係とは言いがたい。
- ⑩ 合商中の損益清算は北海産物商社のみを単独責任ではない。両社が立ち合い計算しなければならないのであるから、本年に至るまで北海産物商社より損益配分を受けなかったことで被告が合商しなかった証拠であるとの主張は信用しない。
- ⑪ 通商会社は、原告から受領した口上書に御承知の損金償の一部にあてることができまます云々の文辞があるので、損金は北海産物商社がすべて引き受けたことが明瞭であると主張する。けれども、右口上書は貸金についての書面で、かつ損金償いの一部にもできるといふことだけを挙げて直に合商中の損金はすべて北海産物商社が引き受けたとの証拠とはならない。

(2) 貸金並年賦金催促の訴(開商社から北海産物商社への訴え)について(資料B)

結論 北海産物商社の主張は成立しがたい。よって合商中の利益損失とは無関係に借用証文および年賦証文によって滞金高元利共に身元金を差し引いた上で、北海産物商社より開商社に償還しなければならぬ。

理由 右金子は金銭取渡通帳に記載されている通り、各々利息を付加し返済の期限を定め通商会社より北海産物商社へ借り受けし後、内金を順次に返済し、残額について借用証文および年賦証文に改めた。そうであるならば、もとは両社合商の財本に使用した金子であるとしても、自然の成り行きとして、開商社が債主の権利をもち、北海産物商社が返済の義務を負うことになる。

(3) 貸金および年賦の計算書(資料C)

上記二つの裁判の結果により以下の計算書が作成された。

開商社より元北海産物商社に掛る貸金計算書

一 元金 貳萬貳千圓 明治四年二月貸

一 利金 三千六百三十圓 同年同月より同年十二月まで十一ヶ月分

× 金 貳萬五千六百二十圓

内金八千八百三十圓 同四年四月より同年十二月迄元利金の内に入

残元金壹萬六千八百圓 同四年十二月晦日立会勘定詰

一 利金 八千六百九十四圓 同四年正月より本年十二月十五日迄三十四ヶ月と十五日分

元利合金 貳萬五千四百九十四圓

同年賦計算書

一 元金 六千圓

明治四年二月貸

一 利金 千九百八十圓

同年同月より同五年十一月迄二十二ヶ月分

メ 金 七千九百八十圓

内金卅一圓八十九錢三厘 同五年二月より同年十一月迄元金の内に入れる

残元金五千六十八圓十錢七厘

一 利金 千七百八十六圓五十錢七厘九毛 同六年一月より本年本月十五日迄二十三ヶ月と十五日分

二ヶ口利金 〆三千七百六十六圓五十錢七厘九毛

元利合金 八千八百三十四圓六十壹錢四厘九毛

内 金貳千四百圓 元金期限内に付除く

残金六千四百三十四圓六十壹錢四厘九毛

總計金 三萬九千九百三十八圓六十一錢四厘九毛 貸金ならびに年賦金滞り高

内金三千圓

同四年十二月元北海産物商社より開商社へ身元金として預け置いた

利金千九十五圓

同五年正月より本年本月一五日迄三十六ヶ月と十五日分

メ 金四千九十五圓

差引

全残金式萬七千八百三十三円六十壹錢四厘九毛 元北海産物商社より返済すべき分

右の通りである

明治七年十二月十五日（印） 大阪裁判所

大阪上等級裁判所の裁決と各論点についての判断は以下の通りである。

(4) 合商違約の控訴（北海産物商社から開商社への控訴）について（資料D）

結論 合商は成立しており、明治五年五月の北海産物商社の閉社まで合商は継続していた。各論点に対する大阪上等級裁判所の判断の論理は、第一審よりも明解になったと言えよう。

各論点についての判断

① 原告は約定書ならびに規則書を被告に差し入れ、被告会社は、書面の通り相違ない旨の証書を原告に渡したものであるから、両社の合商であることは明白である。

② 原告においては、Y1は北海産物の取扱に慣れていないし、とりわけ本社の事務が繁忙のため原告商社の事務を同社に委託し明治二年一月一日（一八六九年一月一日）より出張しなかったが、もつとも資本金は引き続き通帳によつて受け取っていた、と主張する。被告においては、一時的に合商をしたけれどもY1が出張を

差止めた際に合商について断わり、約定書と規則書を原告に返却した、と主張する。被告が合商を断るとの件は、原告商社において知らなかったし、かつまた約定書規則書の返却を請けなかったと主張する。しかし、以上の主張は、証拠がないので総て採用しない。

③ 原告においては、帳簿取調の義務が原告商社の権限内のことであるのは通商司よりの指令によって明瞭である。ゆえに被告が出張して帳簿の取調又は検印をするしなは被告の自由であるからこの件についてはあえて関係しなかった、と主張する。けれども通商司の指令について、被告は知らないと原告が主張することにより、被告に対する指令であると明瞭には言いがたい。かつ被告の出社を要求することは約定書ではつきりしているから、被告が出社して帳簿を取り調べることにについて原告には関係ないことであるとの主張は成立しがたい。しかしながら、約定書の中に検印をすべきとの明文もないので、Y1が出張するのは検査のためであって、取調の義務は専ら原告にある。

④ 原告においては、被告会社より貸し出した資本金は明治三年七月中より拠出しなくなった。それ以来順次損失が累積したので、北海道へ出張の社員たちが明治五年三月中に帰坂した。その際、損益計算について被告会社と交渉したが、取合ってくれなかった。仕方がないので、被告会社への連絡なしで同年三月中に閉社した。しかしながら、合商の会社を単独で閉社するのは合商の義務を喪失するので、閉社後でも依然として合商が継続しているとの原告の主張は成立しがたい。

⑤ 被告においては、北海道支店設立の件についての通商司より原告商社への指令は関知しない。故に被告会社の事業を委任して支社を設立するという理屈はありえない、と主張する。しかしながら、通商司よりの指令は、原告商社の者が通商会社に付属しているとの心得で出張すべしとの趣旨であって、被告会社の事業を施行するわけ

ではない。かつ北海産物の支店を北海道に設立することは規則中に記載があるところであるから、支店設立の道理がないとの被告の主張は成立しがたい。

⑥ 原告においては、大坂裁判所裁決書の中で当座帳に検印がない部分については計算の証に用いてはならないとあるけれども、帳簿取調の義務は専ら原告にあるので、検印がない部分についても計算するのが適切である、と主張する。被告においては、Y1が検印をしなかった部分は、計算上関係がない、と主張する。右は約定書中に帳簿に検印すべきとの明文がない上は検印のない部分であっても証明がある場合には損益を原被告で共有すべき条理であるから、関係がないとの被告の主張は成立しがたい。

⑦ 被告においては、合商が解消したことは、原告より差入れた第一号の依頼書、第二号の借用証文、第三号の年賦証文等によって判然としている。もし合商が依然として継続しているものならば、原告が右証書を差入れ負債の義務を負う訳がない。それだけでなく、第四号証券割済約定書等を差入れたのは合商が解消した証拠である、と主張する。しかしながら、右証書の資本金は発足より原告商社の負債であることは置証文によっても判然としている。よって右証書を差入れたからといって合商が解消したことの証拠にはならない。

(5) 貸金並年賦金催促の控訴（北海産物商社から開商社への控訴）について（資料E）

結論 原告は、昨七年二月一五日に清算した滞高三一、九二八圓六一錢四厘九毛に現今までの利息を加え、以前に原告商社より差入れた身元金三千圓と右利息を差し引いて滞高を被告開商社へ償還すべし。

各論点についての判断

① 原告においては、被告開商社より借受けて返済が滞っている金額はもともと合商の資本金であるから、合商の損益と接続して計算するのが当然である、と主張する。しかしながら、右滞金は発足より返済の期限を定めているだけでなく、原告社中が引き受けたことは、置証文によっても判然としている。その上被告第一号より第四号までの証書は、原告社中より差し入れたものであるから、計算の期限がない合商の損益に接続させたとの原告の主張は成立しがたい。

② 原告においては、前条の資本金残額を普通の貸借証文に改定したのは被告会社の依頼によると主張する。しかしながら、右の依頼によることは証拠がないので採用できない。

(資料編)

資料A

[簿冊内番号] 0003

[事件名] 合商違約ノ詞訟

[原告]

元北海産物商社惣代

西大組第十一區立売堀五丁目第十番地商X1代人

X5

料

同組同區薩摩堀東ノ町第二十三番地商X2代人

X6

同組第七區韮上通三丁目第四番地商

X3

西大組第十區薩摩堀南ノ町第五番地商

X4

同代言人

今橋通一丁目二寄留

小倉卓士族

瀬川正治

同町寄留京都府士族

芝耕造

〔被告〕

被告 開商社惣代

東大組第十六區備後町一丁目第三十四番地商

Y1

同組第十三區北浜通四丁目商

Y2

同組第十五區道修町五丁目商

Y 3

同代言人

同組第二十一區北久太郎町一丁目商

太田正助

右原告元北海産物商社惣代X1外三人より被告開商社惣代高井孫三七外二人え対する合商違約の訶訟遂吟味處左之通
第一条

〔原告〕申立候は明治二年十月中北海産物商社取り建元通商会社事当今開商社へ頼談に及び同社と合商致し資本金は通商会社より出財売買損益は両者分配の約束相整候に付合商約定書並びに商社規則書通商会社へ差入書面の通相違無之旨の證書同社より取置通ひ帳を以て資本金追々に請取商業相営み以来兼て約定通り損益等立合決算致し呉候様開商社へ及催促候處一切取合不申候事

〔原告〕の主張。 明治二年一〇月中に、北海産物商社の設立元である通商会社に業務資本提携を頼み込んだ。資本金は通商会社、損益は両社分配とする合意が成立。合商約定書と商社規則書を通商会社へ提出。書面の通相違がないとの證書を通商会社より受取つた。資本金は通帳にて受取つた。それから營業を行い、約束通りの損益決算を要求したが、被告人が応じない。

一 右合商約定書に依り通商会社頭取Y1北海産物商社へ出張同年十一月九日より同十五日迄当座帳に捨印相据其後北海産物商社え悉皆委任請け候に付右帳に爾來捨印は無之候得ども引続以前たる合商に有之候事

(合商約定書によつて通商会社頭取Y1が北海産物商社へ出張した。明治二年一月九日より同一五日(一八六九年十二月一日よ

第二条

り一七日)まで当座帳に捨印を押した。その後北海産物商社え万事委任を請けたので、捨印はない。しかし、合商は継続している)

被告人に於ては北海産物商社より合商の頼談有之候に付猶現場篤と見極め候上は兎も角も可及示談旨申聞北海物産商社より差出候合商約定書并に商社規則書請取通ひ帳を以て資本金貸渡し通商会社頭取Y1為試験出席当座帳え捨印致候得共北海の産物取扱の義は不慣の事故同月日不覚所得配賦加入の約相断其以来出席捨印等不致且兼て請取候合商約定書并に商社規則書は北海産物商社え差返し資本金は頼に任せ右通帳を以て貸遣し置候尤原告人より清算等掛合請候義は無之旨申立候事

(被告人の主張。北海産物商社より合商の依頼があつたので、現場をしつかりと検分した上で相談しようと原告人に言い渡した。その上で、北海産物商社より提出された合商約定書、商社規則書を受取つた。そして、通帳で原告人に資本金を貸し渡した。Y1は試験のため北海産物商社に出席して、当座帳え捨印したけれども、北海の産物を取扱うことは慣れないことなので、(日時は記憶にないが)所得の配分に加わる契約は拒絶し、それから出席や捨印はしていない。また受け取つていた合商約定書と商社規則書を北海産物商社に返却した。資本金は原告人の依頼により通帳を以て貸した。もつとも原告人から清算などの要求に応じたことはない、と主張した。)

第三条

原告人に於ては右合商約定書等請取候義は無之旨申立候事

(原告人は、合商約定書等を受取つたことはないと主張した。)

第四条

原告人申立候は北海産物所開方に付函館表え出張の義通商司え願出候處被聞届同所え罷越候上は彼地出張通商司并に

函館裁判所の差図を請勉勵可致様被相違猶又出張中は通商会社附属の譯を以て苗字相名乗り不苦旨被命●（候または御）達書に依り候ても合商の義は判然に有之候事

（原告人が主張するには、北海産物所を開設するため函館に出張することを通商司に願ひ出たところ、許可された。函館では当地の通商司の出張所や函館裁判所の差図を受けて、努力するように達書で告知され、通商会社所属であるから通商会社の苗字を名乗つてよいと認められた。これによつても合商の事実は明白である。）

第五條

被告人に於ては右達書は通商司の達書にて通商会社に於ては承知不致聊關係無之旨申立候事

（被告人は、通商司が発した達書は、通商会社に於ては承知しない無關係のものであると主張した。）

第六條

原告人申立候は合商中損失相成候義は明治三年二月頃通商司より為替会社発兌の楮幣一時取揚げ相成商売上取引先より楮幣金銀引替に差迫り并に函館より運送船途中にて破船に及び若干の損失を醸し加之通商会社より資本金返弁の催促を請け候程の義にて其他金子は一切出し不具資本金乏きより遂に明治五年五月に至り閉社致し候事

（原告人が主張するには、業務提携で損失が発生した原因は、明治三年二月（一八七〇年三月）頃、通商司から為替会社の発行した紙幣が一時取上げられたため、取引先からの紙幣の金銀引替に切迫した。また、函館からの運送船が途中にて難破し若干の損失を生み出した。その上、通商会社から資本金を返済するように催促を受け、出資は一切なかった。資本金不足により遂に明治五年五月（一八七二年六月）に至り閉社した。その結果、損益清算の必要が発生した）

第七條

被告人に於ては右第二條の通合商不致上は彼社の損失存知可致筋無之明治三年五月中北海産物商社より金一萬円借用

致度段再応の頼談に付證文請取金壹萬円貸渡し此の金子に限り手数料五拾円申請る旨申立候事

(被告人は、第二条の通、合商していないから原告人の損失を知ることができる立場ではない。明治三年五月(一八七〇年六月)中 北海産物商社より二万円を借用したい旨の依頼が再度あったので証書を受け取った上で、一万円を貸した。この金額に限って手数料を五〇円いただいたと主張した。)

第八条

原告人申立候は約定書中に北海産物商社より通商会社え依頼に及び候處同社加入致吳候旨記載有之右約定は同社に於て承諾致候に付此約定書并に規則書の請取證書には正に請取書面の通り相違無之旨認有之則合商の證據と存候事

(原告人が主張するには、約定書中に、北海産物商社から通商会社に加入の依頼をした際に同社が加入してくれた旨の記載がある。右約定は同社が承諾したので、この約定書ならびに規則書の受取証書には正に受取った、書面の通り相違ない旨の記載がある。すなわち、これは合商の証拠であると考えている)

第九条

被告人に於ては右の書面は原告北海産物商社規則書并に合商約定書を請取りたる旨の請取書に付加入の約相断候とも可取戻答は無之且事実合商不致の證據は当座帳に明治二年十一月十七日以後捨印無之廉と約定書に依り彼社より損益配賦可致處本年に至る迄其義なく廉とにて判然致し居候旨申立候事

(被告人においては、右の書面は、北海産物商社規則書ならびに合商約定書の受領書であつて、加入の合意を断わつても取り戻す筈はない。合商をしていない証拠は、当座帳に明治二年一月一七日(一八六九年二月一九日)以後捨印がないことと約定書による損益配分が本年に至るまでないことによつて判然としている)

第十条

原告人申立候は第一条第四条第八条の通夫々証拠有之合商の義は相違無之候間北海産物商社の簿冊を以て立合計算の上約定書に依り損益とも配分致度候事

(原告人が主張するには、第1条第4条第8条の通、それぞれ証拠があり、合商のことは事実であるから、北海産物商社の帳簿をもとに双方立ち会い計算の上約定書により損益とも配分したい)

第十一条

被告人に於ては合商に相違無之義に候は、兼て貸付置候金子證文に相改候節損益差引計算相立可申答の處無其義のみならず原告北海産物商社より返済方頼談も有之同社より差越候口上書の文中にご承知の損金償の端にも可相成云々は彼社一己にて損金引請候廉明瞭と存候に付元北海産物商社の損益配分を可請筋は無之旨申立候事

(被告人においては、合商であるなら貸付け金の証文に改めた際に損益差引計算をすべきところ、そのような要請はなかつた。それだけでなく、原告北海産物商社よりの口上書の文中にご承知の損金償の端にもできます云々は、原告彼社一己にて損金を引き受けたもの考える。よつて元北海産物商社の損益配分に関与すべき筋はないと主張した。)

第十二条

原告被告の陳述する處前条々の通に付証拠面に依り左の通致裁決候事

(原告被告の陳述は以上の通であり証拠により左の通り裁決する)

第一 両社合商の約を結びしことを記したる約定書を原告より被告へ請取書面の通相違なき旨の證書相渡せし上は合商の約を結び候義明白に候事

(両社合商の合意を記した約定書を原告より被告が受け取り、被告より書面の通相違ない旨の證書を渡した上は合商の合意が成立したことは明白である)

第二 金銭取渡通帳に原告被告の金子請取渡を明細記載したるは約定書に記せし所の金銭出入は通帳を以て取渡を為すの約を行い候事

(金銭取渡通帳に原告被告の金銭授受の明細を記載しているのは、約定書に記した所の金銭出入は通帳で取渡をするとの約を履行したということである)

第三 当座帳に被告の捨印あるは約定書に記せし所の被告商社中より一名宛出張して帳面取調を為すの約を行い候事に付被告試験の爲め帳面に捨印を為したる申分は信用不致候事

(当座帳に被告の捨印があるのは約定書に記載されている被告商社中より一名宛出張して帳面の取調をするという約を履行したので、被告が試しに帳面に捨印をしたという申分は信用しない)

第四 金銭取渡の約と帳面取調の約とを執行ひし上は合商の約を行い遂たる義は明白に候事
(金銭授受の約束と帳面取調の約束とを執行したことは、合商の約束を遂行したことを示している)

第五 帳面取調の義務は被告の任ずる所にして明治二年十一月十五日に至り止めたるは被告の義務を尽さざる所以なれば其以後捨印無きを以て合商不致の證には難相成候事

(帳簿取調は被告の義務であるから、明治二年十一月一日に至って取り調べを止めたのは被告の義務の不履行である。それゆえ、以後の捨印がないことをもって合商でない証拠とすることはできない)

第六 当座帳に捨印は止みたれとも金銭取渡は同月十七日以後も依然として通帳を以て取引致候上は被告配賦加入の約相断候申分信用不致候事

(当座帳への捨印は停止したけれども、金銭の授受は一月一七日以後も依然として通帳で取引しているので、被告が損益配分に関係するとの約束を断わったという主張は信用しない)

第七 合商約定書を被告え請取しとき押印の證書を原告え渡したる上は其約定書を原告え返したら其旨を記載したる證書を被告え請取り置べき理なるに此等の証書なき上は右約定書原告え差返したる旨の被告申口信用不致候事

(合商約定書を開商社が受け取つた際に押印した証書を北海産物商社に渡したのであるから、受取の証書を開商社の側で北海産物商社から受け取つておかなければならないのに、このような証書がないので、右約定書を原告に返却した旨の被告の主張は信用しない。)

第八 右約定書を差返さざりし上は合商の約を解かさざりしことは明白に候事

(約定書を返却しなかつたのであるから、合商の契約を解除しなかつたことは明白である)

第九 通商司より北海産物商社え下付したる通商会社附属云々の達書は直に合商の証拠とは不相成候得ども北海産物商社は通商会社の附属たりしこと明瞭に付同社に於て関係無之とは難申候事

(通商司より北海産物商社に下付したる通商会社附属云々の達書は、合商の直接の証拠とはならないけれども、北海産物商社は通商会社の附属であることは明瞭であるから、通商会社と無関係とは言い難い)

第十 合商中の損益清算は独り北海産物商社のみ責任に非ず両社立合計算可致理なる上は本年に至る迄北海産物商社より損益配賦を不請を以て被告合商致さざるの証拠に有之旨の申分は信用不致候事

(合商中の損益清算は北海産物商社のみ単独責任ではない。両社が立ち合い計算しなければならぬのであるから、本年に至るまで北海産物商社より損益配分を受けなかつたことで被告が合商しなかつた証拠であるとの主張は信用しない)

第十一 被告人に於て原告より請取たる口上書に御承知の損金償の端にも可相成云々の文辞を以て損金は原告に引請し廉明瞭なる旨申立ると雖も右口上書は貸金に關したる書面にして且つ損金償いの端にも可相成とあるのみを以て直に合商中の損金は総て原告に引請たるの證とは難相成候事

(被告人は、原告から受領した口上書に御承知の損金償の一部にあてることができません云々の文辞があるので、損金は原告がすべて引き受けたことが明瞭であると主張する。けれども、右口上書は貸金についての書面で、かつ損金償いの一部にもできるということだけを挙げて直に合商中の損金はすべて原告が引き受けたとの証拠とはならない)

第十三条

前條に審明する如く原告被告の両社合商の約を結び之を執行ひし上は被告人に於て合商不致旨の申分難相立候条合商約定書に依り利益損失とも原告被告立會計算の上両社配分可致事

但し原告は被告帳面取調の義務を怠りしことを黙許して今日に至りし上は被告の捨印無之部分に於ては計算の證に用ゆべからず

一 訴訟入費の義は規則の通被告人より償却致すべく事

(前條に審明するように、原告被告の両社が合商の契約を結び、執行したのであるから、被告人が合商しなかつたとの主張は成立しない。したがって、合商約定書により利益損失とも原告被告立會の上計算して、両社で配分しなければならぬ。)

ただし、原告は被告が帳簿を取り調べる義務を怠つたことを今日まで黙認してきたのであるから、被告の捨印がない部分については計算の証拠に用いてはならない。

一 訴訟費用は規則の通り、被告人より償却すべし

明治七年十二月十五日大坂裁判所に於て裁決す

権少判事南部 甕男 印

明治初期大阪の民事裁判の一事例

少解部 木村 憲章 印

少解部 武知 半平 印

原告代書人

田村長久

被告代書人

袖山益衛

右之通申渡す間其旨可相心得事

(使用されている罫紙 大坂裁判所と印刷された罫紙)

資料B

0004 貸金並年賦金催促の詞訟

裁決書

原告 開商社惣代

東大組第十六區備後町二丁目第三十四番地商

Y 1

北大組第十區老松町二丁目第四十五番地借家商

Y 4

料

同代言人 兵庫県土族

宮下幸玄 「原告代書人」 吉田暁之助

被告 元北海産物商社惣代

西大組第十區立売堀五丁目第十番地商X1代人

X5

同組第七區靴上通三丁目第四番地商

X3

同組第十區薩摩堀南の町第五番地商

X4

「被告代書人」 北田正董

右原告開商社惣代Y1外一人より元北海産物商社惣代X1外二人へ対する貸金並年賦金催促の詞訟遂吟味處左之通

第一条

原告人申立候は明治二年十月中被告の者共北海産物商社取結ひ候處資本金差支開業難相成趣を以て開商社事元通商會社へ身元金三千円持來り資本金借請度段申込候に付其旨承諾致し身元金請取り金銭取渡通帳を以て追々に金十二万五千円彼商社へ貸付又追々に返金請取り差引殘金三万二千五百二十円返金不致候に付掛合に及び右殘金の内四千五百二十円は別に請取り残り二万八千円は夫々返弁の期限を定め借用證文及び年賦證文請取置候処期限相過ぎ返弁相滯候事

（原告人が主張するには、明治二年一〇月中、被告らが北海産物商社を設立し、資本金で差支え開業が困難となった。そこで、被告

らは、開商社（元通商会社）へ身元金三、〇〇〇円を持参して資本金の融資を申し込んだので、承諾して身元金を受け取り、金銭取
渡通帳で計金一二五、〇〇〇円を貸付けた。また、順次返金を受け取り、差引残金三二、五二〇円となった。そこで掛合に及び、右残
金の内四、五二〇円は別途受け取り、残り二八、〇〇〇円はそれぞれ返済の期限を定め、借用証文及び年賦証文を受け取った。そのよ
うな状況で、期限が経過し弁済が滞っている。

第二条

被告人申立候は明治二年十月中同志申合せ通商司許可を請け北海産物商社取建候に付同司附属元通商会社へ合商の示
談に及び資本金は通商会社より出財の筈にて右社へ身元金三千円相渡合商約定書並に規則書差入損益とも配分可致と
約定取結び金銭取渡通帳を以て追々に金子請取又追々に返金致し差引残金の儀は開商社より悉皆返済致し呉候乎又は
借用証文に可致旨掛合を請け候得共右金子は両社合商の資本金に請取候に付双方立合損益勘定可致候間所々出張の者
帰坂迄相待呉候様及掛合候處損益勘定等は追て可致返済不相成候は、借用証文差入候様申聞候付無余儀返済の期限を
約し借用証文及び年賦証文差入其後出張の者も帰坂に付立合勘定の義及掛合候得共変心致し取合不申候事

（被告人が主張するには、明治二年一〇月中同志で申合せ通商司の許可を受け、北海産物商社を設立した。ついては、通商司付属
の元通商会社に合商の協議をした。資本金は通商会社より出資の予定で、通商会社に身元金三、〇〇〇円を渡し、合商約定書ならび
に規則書を提出した。損益とも配分するとの約定を締結し、金銭取渡通帳によつて順次金子を受け取り、また順次に返金した。差引
残金は、開商社より完済してほしいが、さまなければ、借用証文にできないかとの相談があった。けれども、右金子は両社合商の資
本金として受け取ったもので、双方が立ち会つて損益勘定をすべきであつたが、出張の者が帰坂まで待つてほしいと頼んだ。そこ
で、通商会社では、損益勘定等はやがてするとして、とりあえず返済が不能であれば借用証文を差し入れるように告げられ、やむを
得ず返済の期限を約束して借用証文および年賦証文を提出した。その後出張の者も帰坂したので、立合勘定を交渉したが、心変わり

して相手にしなくなった)

第三条

原告人申立候は被告より受取候借用証文及年賦証文面判然として開商社より北海産物商社へ貸付候金子に相違無之上は速に返并可致筋と存候事

(原告人が主張するには、被告より受け取った借用証文と年賦証文の文面ははつきりしており、開商社より北海産物商社へ貸し付けた金子に相違ない。ついては、速に返済すべき筋であると考えている)

第四条

被告人に於ては右証文面北海産物商社より開商社當てに相成居候得共金子は両社合商の資本金に請取候儀に付独り北海産物商社より返并可致理は無之合商中より得たる利益金を以て返済可致筈の處合商中たぶんの損失に付右損失並に利益とも双方立合計算の上両社配分且資本残額と差引致度旨申立候事

(被告人が主張するには、右証文の文面は、北海産物商社より開商社あてになつてゐるけれども、金子は両社合商の資本金として受け取つたのであり、北海産物商社単独で返済すべき道理はない。合商中より得たる利益金で返済すべき予定であつたが、合商中に多額の損失が発生したので、損失と利益とを、双方立ち会つて計算の上両社で配分し、かつ資本残額と差し引きしたい)

第五条

双方の陳述する處前条々の通にて終に被告人の申分難立とす如何となれば右金子は金銭取渡通帳に記載せし通り夫々利息を付加し返弁の期限を定め通商会社より北海産物商社へ借受けし後内金追々に返弁し残額更に借用証文及び年賦証文に相改め候上は其原由両社合商の財本に用ひたる金子に有之と雖も自然開商社は債主の権利を有し北海産物商社は返弁の義務を負ふたる儀に付合商中の利益損失に關せず借用証文及び年賦証文に依り滞金高元利共身元金差引の上

被告より原告に償還可致事

一 訴訟入費の儀は規則の通被告より償却可致事

(双方の陳述は前条々の通りであるが、被告人の主張は成立しがたいとする。なぜならば右金子は金銭取渡通帳に記載されている通り、各々利息を付加し返済の期限を定め通商会社より北海産物商社へ借り受けし後、内金を順次に返済し、残額について借用証文および年賦証文に改めた。そうであるならば、もともとは両社合商の財本に使用した金子であるとしても、自然の成り行きとして、開商社が債主の権利をもち、北海産物商社が返済の義務を負うことになる。よって合商中の利益損失とは無関係に借用証文および年賦証文によつて滞金高元利共に身元金を差し引いた上で、被告より原告に償還しなければならぬ)

一 訴訟費用は規則の通り被告より償却すべきである)

明治七年十二月十五日大阪裁判所に於て裁決す

権少判事 南部甕男 印

少解部 木村 憲章 印

少解部 武知 半平 印

原告代書人

吉田暁之助

被告代書人

料

北田正董

右の通申渡す間其旨可相心得事

(使用されている罫紙 大坂裁判所と印刷された罫紙)

資

資料C

0005 開商社より元北海産物商社へ掛る貸金并年賦金計算書

開商社より元北海産物商社に掛る貸金計算書

一 元金 貳萬貳千圓

明治四年二月貸

一 利金 三千六百三十圓

同年同月より同年十二月迄十一ヶ月分

メ 金貳萬五千六百三十圓

内金八千八百三十圓

同四年四月より同年十二月迄元利金の内に入

残元金壹萬六千八百圓

同四年十二月晦日立会勘定詰

一 利金 八千六百九十四圓

同四年正月より本年十二月十五日迄三十四ヶ月と十五日分

元利合金 貳萬五千四百九十四圓

同年賦計算書

一 元金 六千圓

明治四年二月貸

一 利金 千九百八十圓

同年同月より同五年十一月迄二十二ヶ月分

メ 金七千九百八十圓

内金九百卅一圓八十九錢三厘 同五年二月より同年十一月迄元金の内に入

残元金五千六十八圓十錢七厘

一 利金 千七百八十六圓五十錢七厘九毛 同六年一月より本年本月十五日迄二十三ヶ月と十五日分

二ヶ口利金 〆三千七百六十六圓五十錢七厘九毛

元利合金 八千八百三十四圓六十一錢四厘九毛

内 金貳千四百円 元金期限内に付除き

残金六千四百三十四圓六十毫錢四厘九毛

總計金 三萬千九百貳十八圓六十一錢四厘九毛 貸金并年賦金滞高

内金三千圓 同四年十二月元北海産物商社より開商社へ身元金として預け置

利金千九十五圓 同五年正月より本年本月十五日迄三十六ヶ月と十五日分

〆 金四千九十五圓 差引

全残金貳萬七千八百三十三圓六十一錢四厘九毛 元北海産物商社より返弁すべき分

右の通に候事

明治七年十二月十五日 大阪裁判所 印

(使用されている罫紙 大坂裁判所と印刷された罫紙)

料

(開商社より元北海産物商社に掛る貸金計算書)

一 元金 二二、〇〇〇円

明治四年二月貸

一 利息 三、六三〇円

同年同月より同年二月まで一ヶ月分

メ 金二五、六三〇円

内金八、八三〇円

同四年四月より同年二月迄元利金の内に入

残元金 一六、八〇〇円

同四年一二月晦日立会勘定詰

一 利息 八、六九四円

同四年正月より本年一二月一五日迄34ヶ月と一五日分

元利合金 二五、四九四円

同年賦計算書

一 元金 六、〇〇〇円

明治四年二月貸

一 利息 一、九八〇円

同年同月より同5年一二月迄22ヶ月分

メ 金七、九八〇円

内金九、〇四一円八九銭三厘

同五年二月より同年一二月迄元金の内に入れる

残元金五、〇六八円一〇銭七厘

一 利息 一、七八六円五〇銭七厘九毛

同六年一月より本年本月一五日迄二三ヶ月と一五日分

二ヶ口利息 〆三、七六六円五〇銭七厘九毛

元利合金 八、八三四円六一銭四厘九毛

内 金二、四〇〇円

元金期限内に付除く

明治初期大阪の民事裁判の一事例

残金六、四三四円六一銭四厘九毛

総計金 三三、九二八円六一銭四厘九毛 貸金ならびに年賦金滞り高

内金三、〇〇〇円

同四年一二月元北海産物商社より開商社へ身元金として預け置いた

利金一、〇九五円

同五年正月より本年本月一五日迄三六ヶ月と一五五分

メ 金四、〇九五円

差引

全残金二七、八三三円六一銭四厘九毛

元北海産物商社より返済すべき分

右の通りである

明治七年二月十五日

大阪裁判所 印

資料D

0006 合商違約之控訴

裁決書

元北海産物商社総代

大阪立売堀五丁目

原告

X1

同薩摩堀東の町

同

X6

料

同 靛上通三丁目

同 X 3

同 区薩摩堀南の町

同 X 4

同 小倉縣士族

原告代理人 瀨川正治

資

合商違約之控訴

大阪北浜町四丁目

被告 Y 2

同道修町五丁目

同 Y 3

右兩人病氣に付代兼

同備後町老丁目

同 Y 1

兵庫縣士族

被告代理人 宮下幸玄

其方共控訴遂審問處原告於ては明治二年十月中同志の者協議し北海産物商社設立の儀を通商司え申立聞届相成しに付元通商会社へ合商之儀を依頼に及び候所承諾相成資本金は同社より通帳を以て貸出しの筈且売買損益同社分配の約を

結び身元金三千圓を差入置同年十一月中第二号の約定書第三号の規則書を差送りしに第一号の通証書差越し同月九日より被告会社頭取Y1出張第十二号の当座帳へ検印致し候旨申立被告於ては同年十月中原告商社総代の者より被告会社へ加入の儀依頼有之其頃商業盛行之御旨趣有之際に付承諾致し候所約定書并規則書等差越候付書面之通相違之なき旨の請取書を相渡し身元金三千圓を為差出原告第九号の通帳を以て資本金として為替社の楮幣貸渡し同年十一月九日より被告会社総代と

してY1儀原告商社へ出張致し候旨申立依て裁決すること左の如し

(控訴の審問を行った。原告が主張するには、明治二年一〇月中同志の者が協議して北海産物商社の設立を通商司に申請し、聞き届けられた。そこで、元通商会社に合商を依頼したところ、承諾を得て資本金は同社より通帳によつて貸出しの予定となつた。売買の損益は両社で分配する契約を締結し、身元金として三千圓を差し入れた。同年一〇月中第二号の約定書と第三号の規則書を送付したが、第一号の通り証書を差越し同月九日より被告会社頭取Y1が出張して第二号の当座帳へ検印した。被告が主張するには、同年一〇月中原告の商社総代の者から被告会社へ加入の件を依頼してきた。当時商業を盛んにする政府の御旨趣があつたので、被告は合商の件を承諾した。その際、原告より約定書ならびに規則書を送付してきたので、書面の通り相違ない旨の受取書を原告に渡した。原告に身元金として三千圓を提出させ、原告第九号の通帳によつて資本金として為替会社の紙幣を貸与した。また、同年十一月九日より被告会社総代としてY1が原告の商社へ出張した。以上の申立を踏まえて左のように裁決する。)

第一条

原告於ては約定書并規則書を被告へ指入れ被告会社於ては書面の通相違無之旨の証書相渡したる上は則両社合商たること明白に候事

(原告は約定書ならびに規則書を被告に差し入れ、被告会社は、書面の通り相違ない旨の証書を原告に渡したのであるから、両社の

合商であることは明白である)

第二条

原告於てはY1儀北海産物取扱不慣殊に本社の事務繁劇の旨にて原告商社の事務同社委託し明治二年十一月十六日より出張不致尤も資本金は引続通帳を以て受取来り候旨申立被告に於ては一時合商為すと雖もY1出張差止むる際合商相断約定書規則書共差戻し候旨申立右合商相断との儀は原告商社に於て更に承知不致且約定書規則書共返却請さる旨申之無証拠に付総て不採用事

(原告においては、Y1は北海産物の取扱に慣れていないし、とりわけ本社の事務が繁忙のため原告商社の事務を同社に委託し明治二年一月十六日(一八六九年二月十八日)より出張しなかつたが、もつとも資本金は引き続き通帳によつて受け取つていた、と主張する。被告においては、一時的に合商をしたけれどもY1が出張を差止めた際に合商について断わり、約定書と規則書を原告に返却した、と主張する。被告が合商を断るとの件は、原告商社において知らなかつたし、かつまた約定書規則書の返却を請けなかつたと主張する。しかし、以上の主張は、証拠がないので総て採用しない)

第三条

原告於ては帳簿取調之義務は原告商社の

権内たること通商司よりの指令にて明瞭たり故に被告出張帳簿取調又は検印を為すと為さざるは被告の随意たれば敢えて関係せざる旨申立ると雖も右指令は被告の承知せざる旨申立るにより被告へ対し指令を以て明瞭とは云難し且被告の出社を請求するは約定書中に判然たれば被告出社帳簿の取調等に関係なきとの申分は相立難し然れども約定書中に検印可致の明文も之なくに付Y1出張するは検査の爲にして取調の義務は原告の専任たること

(原告においては、帳簿取調の義務が原告商社の権限内のことであるのは通商司よりの指令によつて明瞭である。ゆえに被告が出張

して帳簿の取調又は検印をしないは被告の自由であるからこの件についてはあえて関係しなかつた、と主張する。けれども通商司の指令について、被告は知らないと原告が主張することにより、被告に対する指令であると明瞭には言いがたい。かつ被告の出社を要求することは約定書ではつきりしているから、被告が出社して帳簿を取り調べることにについて原告には関係ないことであるとの主張は成立しがたい。しかしながら、約定書の中に検印をすべきとの明文もないので、Y1が出張するのは検査のためであつて、取調の義務は専ら原告にある。

第四条

原告於ては被告会社より貸出す所の資本金明治三年七月中より出し呉不申以來追々損毛相嵩み候に付北地出張の社員明治五年三月中一同帰坂其節損益計算の義被告会社へ掛合候得共取合不申無余儀被告会社へ断に不及同年五月中閉社致し候然れども今に依然たる合商の社を一已に閉社なすは合商の義務を失うに付閉社後を以て猶依然たる合商との申分は難相立事

(原告においては、被告会社より貸し出していた資本金は明治三年七月中より拠出しなくなつた。それ以來順次損失が累積したので、北海道へ出張の社員たちが明治五年三月中に帰坂した。その際、損益計算について被告会社に交渉したが、取合つてくれなかつた。仕方がないので、被告会社への連絡なしで同年五月中に閉社した。しかしながら、合商の会社を単独で閉社するのは合商の義務を喪失するので、閉社後でも依然として合商が継続しているとの原告の主張は成立しがたい)

第五条

被告に於ては北地支店設立の儀通商司より原告商社への指令は知る所にあらず故に被告会社の事業を委任して支社を設立するの理之なき旨申立ると雖も通商司よりの指令は原告商社の者通商会社附属の心得を以て出張可致との旨趣にて被告会社の事業を施行するに非ず且北海産物の支店を北地へ設立することは已に規則中に記載有之義に付支店設立

の理之なくとの申分は難相立事

(被告においては、北海道支店設立の件についての通商司より原告商社への指令は関知しない。故に被告会社の事業を委任して支社を設立するという理屈はありえない、と主張する。しかしながら、通商司よりの指令は、原告商社の者が通商会社に付属しているとの心得で出張すべしとの趣旨であつて、被告会社の事業を施行するわけではない。かつ北海道の支店を北海道に設立することは規則中に記載があるところであるから、支店設立の道理がないとの被告の主張は成立しがたい。)

第六條

原告に於ては大坂裁判所裁決書に当座帳に検印之なき部分に於ては計算の証に用ゆ可からすと有之候得共帳簿取調の義務は素より原告の専任に付検印無之部分に於ても計算相立至当の旨申立被告於てはY1儀検印不致部分は計算上関係之なき旨申立右は約定書中帳簿検印可致の明文之なき上は検印なき部分たりとも証明有之に於ては損益を俱に為す可き条理に付関係なきとの被告申分難相立事

(原告においては、大坂裁判所裁決書の中で当座帳に検印がない部分については計算の証に用いてはならないとあるけれども、帳簿取調の義務は専ら原告にあるので、検印がない部分についても計算するのが適切である、と主張する。被告においては、Y1が検印をしなかつた部分は、計算上関係がない、と主張する。右は約定書中に帳簿に検印すべきとの明文がない上は検印のない部分であっても証明がある場合には損益を原被告で共有すべき条理であるから、関係がないとの被告の主張は成立しがたい。)

第七條

被告於ては合商相解るの証は原告より差入る、第一号の依頼書第二号の借用證文第三号の年賦證文等にて判然たり若合商依然として有るものならば右証書を入れ負債の義務を負う譯之なく加之第四号證券割済約定書等差入候は弥以て曩に合商相解るの証跡なる旨申立ると雖も右証書の資本金は発起より原告商社の負債なるは置証文にても判然たり依

て右証書差入るゝとて合商相解るの証拠には難相立事

(被告においては、合商が解消したことは、原告より差入れた第一号の依頼書、第二号の借用証文、第三号の年賦証文等によつて判然としている。もし合商が依然として継続しているものならば、原告が右証書を差入れ負債の義務を負う訳がない。それだけでなく、第四号証券割済約定書等を差入れたのは合商が解消した証拠である、と主張する。しかしながら、右証書の資本金は発足より原告社の負債であることは置証文によつても判然としている。よつて右証書を差入れたからといって合商が解消したことの証拠にはならない。)

第八条

前条々の如くに付明治五年五月閉社迄を合商と可相心得事

(以上の条々が示すように、明治五年五月の閉社迄、合商が継続していたと考えなければならぬ)

第九条

訴訟入費之儀は規則の通被告人より償却すへし

(一) 訴訟費用は規則の通り被告より償却すべきである)

大阪上等裁判所

明治八年十一月十八日

四等判事 岩村通俊

六等判事 桜井直養

三級判事補 中澤與哉

料

(使用されている罫紙 大坂上等裁判所と印刷された罫紙)

資料E

0007 貸金催促の控訴

資

裁決書

北海産物商社総代

大阪立売堀五丁目商

原告

X 1

同薩摩堀東の町商

同

X 6

同鞆上通三丁目商

同

X 3

同区薩摩堀南の町商

同

X 4

京都府士族

原告代理人

芝 耕造

貸金催促の控訴

開商社総代

大阪北浜町四丁目商

被告 Y 2

同道修町五丁目商

同 Y 3

右兩人病気に付代兼

同備後町老丁目商

同 Y 1

兵庫縣士族

被告代言人 宮下幸玄

其方共控訴遂審問處原告於ては元通商会社より借受け昨七年十二月十五日清算滞金三万九百二十八圓六十老錢四厘九毛は其原由明治二年十一月中同社と合商取結び候以来借受る資本金にして同四年二月に至り為替社の楮幣停止の際被告会社の頼談により借用証文年賦証文等に改むると雖も素々合商の損益計算上と接続したるものに付差引勘定相立至当の旨申立被告於ては右滞金は原告申立の通北海産物商社の資本金として貸渡したる通帳之残額なれとも原告社中に引受て借用証文年賦証文等に改むるは則別途にして曩に相解る合商の損益計算上と接続なす可へき訳無之旨申立候を裁決すること左の如し

(当事者の控訴について、審問をした。原告においては、元通商会社より借受け昨七年二月二十五日の清算による滞金三二、九二八圓六一錢四厘九毛のもとをたどると、明治二年十一月中同社と合商の契約を締結して以来借受けた資本金であった。同四年一月に至つ

て為替会社が紙幣を停止した際に、被告会社の依頼により借用証文年賦証文等に改めたのであるが、元来は合商の損益計算上と接続しているものであるので、差し引き勘定すべきものである、と主張する。被告においては、右滞金は原告申立の通北海産物商社の資本金として貸渡したる通帳の残額であるけれども、原告社中に引き受けて借用証文年賦証文等に改めたのは合商の損益計算とは別のものであつて、すなわち解消した合商の損益計算と接続をすべき理由がない、と主張する。当事者の主張を聞いたうえで、左のように裁決した。

第一条

原告於ては被告開商社より借受け滞る金額は原由合商の資本金に付右合商の損益と接続計算相立至当之旨申立ると雖も右滞金は発起より返

三

済の期を定め有之のみならず原告社中の引受たるは置証文にても判然たり況や被告第一号より第四号迄の証書原告社中より差入有之上は計算の期限なき合商之損益に接続為したるとの申分は難相立事

(原告には、被告開商社より借受けて返済が滞っている金額はもともと合商の資本金であるから、合商の損益と接続して計算するのが当然である、と主張する。しかしながら、右滞金は発起より返済の期限を定めているだけでなく、原告社中が引き受けたことは、置証文によつても判然としている。その上被告第一号より第四号までの証書は、原告社中より差し入れたものであるから、計算の期限がない合商の損益に接続させたとの原告の主張は成立しがたい)

第二条

原告に於ては前条の資本金残額を普通の貸借証文に相改るは被告会社の依頼による旨申立ると雖も右依頼によるとの義は無証拠に付不採用事

(原告が主張するには、前条の資本金残額を普通の貸借証文に改定したのは被告会社の依頼によるとする。しかしながら、右の依頼によるとのことは証拠がないので採用できない)

第三条

前条々の如くに付昨七年十二月十五日清算滞高三万九百二十八圓六十一錢四厘九毛江現今迄之利足を加え曩に原告
商社より差入置身元金三千圓右利足共差引滞高被告開商社へ償還可致事

(前条々の如くであるので、昨七年二月一日に清算した滞高三、九二八圓六一錢四厘九毛に現今までの利息を加え、以前に原告
商社より差入れた身元金三千圓と右利息を差し引いて滞高を被告開商社へ償還すべし)

第四条

訴訟入費の儀は規則の通原告人より償却すへし

(訴訟費用は規則の通り原告人より償却すべきである)

大阪上等裁判所

明治八年十一月十八日

四等判事

岩村通俊

(使用サレテイル罫紙 大坂上等裁判所ト印刷サレタ罫紙)

